

◆令和3年度新指定文化財◆

新大橋橋名板3点 附架橋工事技師在銘板

江東区教育委員会は、文化財保護審議会(会長 佐々木正直:群馬県立館林美術館特別館長)の答申を受け、新たに1件を指定し、1件を登録しました。また、登録3件を解除したため、登録文化財の総数は1059件となります。



【上】新大橋橋名板【下】明治末～大正中頃の絵葉書に写る新大橋(部分)

今後とも文化財の調査を進めつつ、さまざまな場面で活用を図り、理解を深めていただけるよう努めてまいります。その一環として、次頁で前年度に新たに指定・登録された文化財を紹介いたします。ぜひ、ご一読いただければ幸いです。

(文化財主任専門員 出口宏幸)

文化財というと、国宝や重要文化財など、有名で広く知られたものが思い出されますが、先人が生み出し、伝えられたものは、区内にも多く残されています。そのような文化財は、その地域の歴史や文化を知るうえで、欠かすことができません。有形の文化財だけでなく、伝統的なものづくりの技術や民俗芸能の技など、無形の文化財も含め、区内の文化財は区の歴史そのものといえます。

現在、江東区内には1000件を超える指定・登録文化財があります。それらの文化財は、寺院、神社内やその境内地にあるもの、個人で所有するものなど、区内各所に伝えられてきました。文化財係では、書籍などへの掲載や文化財めぐりなどを通して、それらの文化財が身近にあることを知っていただければと考えています。

文化財の保護と活用

- 令和3年度新指定文化財
- 深川洲崎波除地の道
- 地域の記憶⑤
不動院と近藤宇右衛門
- 城東の村を歩く⑮
亀戸村
- 東京市設食堂の食事
～『東京市社会局年報』からみる～
- 城東の村を歩くミニ
亀戸村に成立した町場
- 資料紹介
明治43年の水害時に投函された絵葉書

下町文化



KOTO City in TOKYO
スポーツと人情が熱いまち 江東区

NO.
297
2022.5.13

発行

江東区地域振興部
文化観光課文化財係
〒135-8383
江東区東陽4-11-28
TEL(03)3647-9819
<https://www.city.koto.lg.jp/>

指定文化財

【有形文化財（歴史資料）】

新大橋橋名板 3点

附架橋工事技師在銘板

新大橋3—1—15

江東区立八名川小学校

新大橋は、元禄6年（1693）12月、隅田川3番目の橋として架橋されました。その後永らく木橋として架け替えられましたが、交通量の増加に伴い、明治45年（1912）7月に鋼鉄橋へ架け替えられました。大正12年の関東大震災には、避難通路として多数の人命を救い、「お助け橋」と称されました。現在の新大橋は昭和49年（1974）に架け替えられたものです。

本文文化財は、鋼鉄橋として明治45年に架け替えられた際に関わる資料であり、橋名板3点と技師在銘板1点で構成されています。

橋名板のうち、1頁に掲載したものが、明治45年に新大橋が架け替えられた際、江東区側の上部に掲げられていたものです。文字を囲む形で鎖状の縁飾りが確認できます。その他の橋名板2点（①・②）は、ともに橋台の南北の翼壁（江東区側）に取り付けられていたもので、平仮名と漢字でそれぞれ橋の名が記されています。

さらに技師在銘板（③）は、新大橋

の設計・工事を管理した東京市の技術者9名の名前が記されたもので、これら3点はいずれも陽鑄です。このうち1頁の橋名板は、震災・戦災などの影響から、修理が重ねられた可能性があります。現在では、文字の周囲の縁飾りも、年数を経て劣化・剥落していますが、当初の形態を伝えるという点で貴重です。



①新大橋橋名板B(平仮名)



②新大橋橋名板C(漢字)



③架橋工事技師在銘板

以上、橋名板と技師在銘板は、橋の歴史を伝える資料であり、鋼鉄橋当時の新大橋を形作ったものとして重要です。また、解体時に保存を願った地域住民の努力があったことも、本文文化財に関わる大切な記憶の一コマです。

登録文化財

【有形文化財（歴史資料）】

四十八願名号 祐海書

亀戸9 個人蔵

阿弥陀仏の四十八願を表した名号です。四十八願とは、阿弥陀如来が法蔵比丘と称した修行時代に、一切の衆生を救うために立てた48の誓願のことです。中央に祐天の筆跡を模した「南無阿弥陀仏」の名号が大きく書かれ、その右側に「観世音菩薩」、左側に「大勢至菩薩」と書き、それぞれの下に蓮台、上部には光明、下部には瑞雲を描く、三尊像の形式になっています。その周囲には小さな「南無阿弥陀仏」の名号が48個書かれ、その下には蓮台が

描かれています。文字は全て金泥で書かれています。名号を書いたのは祐天寺（現目黒区）の祐海です。祐天寺は、將軍家から庶民に至るまで広く信仰を集めた祐天を開山とする浄土宗の寺院で、実際に祐天寺を開き、二世となつたのが祐海です。本紙の銘から、宝暦6年（1756）、祐海が75歳の時に製作されたことがうかがえます。この名号は亀戸の旧家に伝えられたものです。この家では祐天に縁のある来迎図も所有しており、同家の信仰の一端をうかがうことができます。

なお、祐天寺でも同様の名号を所蔵しており、現在確認されているものとしては、これが2例目となります。

登録解除

【無形文化財（工芸技術）】

象牙細工（三味線駒）

保持者 前田賢次

金工（鍛金）

保持者 佐生明義

表具

保持者 岩崎清二



四十八願名号 祐海書

深川洲崎波除地の道

洲崎波除地とは

図1は、洲崎波除地を西南方向に鳥瞰して海を望んだ絵です。右手は木場町、左手には洲崎弁天社（木場6―13）が見えます。洲崎波除地とは、寛政3年（1791）の高潮被害の後に家作が禁止された明地で、弁天前を東端とし、現在の平久川あたりまでを西端とする東西に細長い場所です。弁天前から西へ伸びる汐除土手からの眺めは絶景で、春には潮干狩りでにぎわう、行楽の名所として知られました。

鉄銭吹所の設置

明けておかなければならない波除地ですが、文化14年（1817）9月に御薬園（葉草植付場）が設けられています（図2）。その後、天保6年（1835）10月には金座の鉄銭吹所（銭貨製造所）の設置が計画されます（「深川永代浦築地鉄

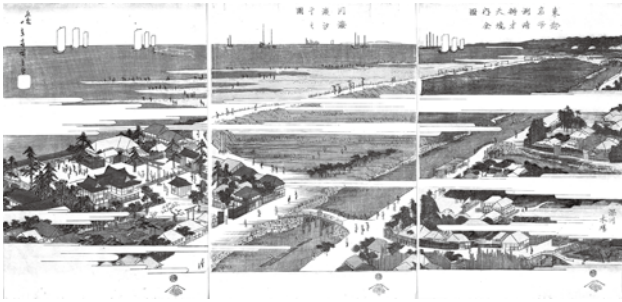


図1 東都名所 洲崎弁才天境内全図(江東区教育委員会蔵)

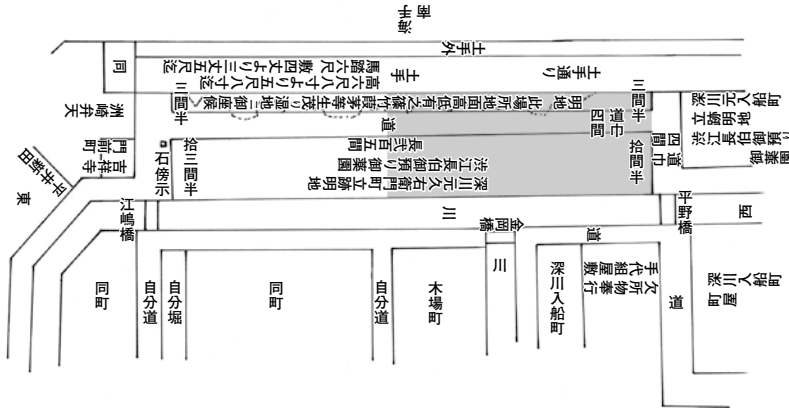


図2 「深川永代浦築地鉄銭吹所地所取調一件」(国立国会図書館蔵、請求番号806-62)所収図をトレース(上が南)※網掛けは筆者、吹所を示す。

銭吹所地所取調一件」。図2の網掛け部分が吹所の設定範囲です。御薬園の一部、4間(約7・3m)道、幅3間半の明地を含むものですが、そのうち4間道の囲い込みが問題視されました。4間道は、吉祥寺門前町(木場6)やその東側の平井新田(東陽3・5付近)・石小田新田(同4・5・7付近)方面への「本往来道」でした。そのため、当地を管轄する町奉行所は、道が無くなることに懸念を示しています。

図1の様に土手土を行けば良さそう

ですが、土手通りは本往来道ではなく、しかも当時は崩れて人一人通るのがやっとの細道となっていました。そこで、土手際に幅1丈(約3m)の道をつくることに変更されました。

波除地の往来

しかし、変更案に地元から反対の声が上がりました。

波除地の明地を管理する見守町は、1丈道の予定地はでこぼこで、篠竹や葭茅が茂り、その上現在より細道になるので往来に難渋すると言います。とくに、平井新田方面に武家屋敷が多くできたために武家の通行時に混雑が心配されるし、毎年春から秋にかけては通行人が増えることから、往来に支障の無い道づくりを要望しています。

一方、川を挟んだ北側の木場町では、武家を始め新田の村人たちまでもが町内の道をひんぱんに通るようになっており、1丈道になればますますひどくなるのではと憂えています。というのは、金岡橋より江島橋までの町内の道は自分の敷地内につくった「自分道」であり、本往来道ではないからでした。しかも暮6時(18時頃)には木戸を閉めるために往来はできなくなりました。町では、自分道が「本道」のようになっては、管理費用がかさむし、材木問屋の家業にも支障が出る、さらに武家の

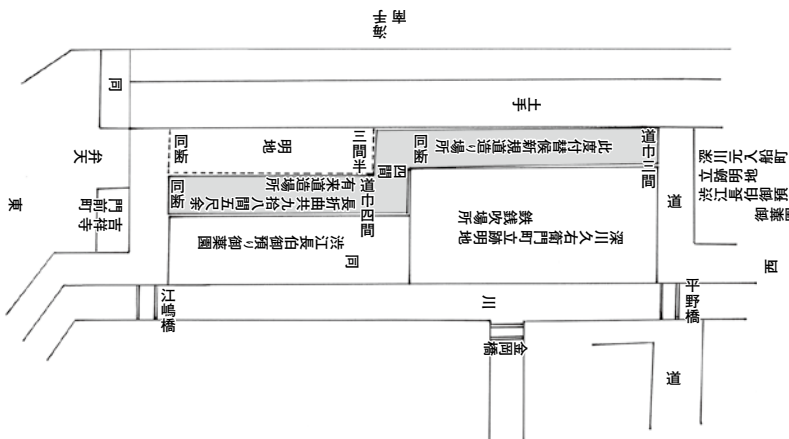


図3 「深川永代浦築地鉄銭吹所地所取調一件」所収図をトレース※網掛けは筆者、幅3間の新道と従来の幅4間の本往来道を示す。

通行時に不調法なことがあっては思い悩んでいると言ひ、4間道のままにしてほしいと要望しています。

新しい本往来道

洲崎波除地は、非日常的な行楽地というだけではなく、本往来道があつて、地元の人たちが日常的に往来する場所でもありました。

結局、新道は幅3間に拡げられ、図3の様に付け替えられることになりました。

(文化財主任専門員 栗原修)

地域の記憶⑤

不動産と近藤宇右衛門

はじめに

役流山不動産は砂村（町）にあった寺院です。以前、不動産最後の住職、近藤暹明の妻の実家であり、かつ同院解散後の合併先である正寶院（台東区竜泉）住職、近藤泰嘉氏（暹明甥）に同院に関するお話を伺いまとめました（本誌288号参照）。

今回は、小淵（現埼玉県春日部市）にあった不動産が砂村に移転した際に尽力した近藤宇右衛門（1841～1918）について、暹明の長男で、天台宗青龍山薬王寺（千葉県臼井市清戸）住職の近藤雅彦氏に伺った内容を踏まえて述べていきます。

近藤宇右衛門



近藤宇右衛門
（『日鮮満 土木建築信用録』）

まず、宇右衛門の経歴について、明治から大正期に刊行された『日鮮満土

木建築信用録』（明治45年）によって述べていきます。

宇右衛門は、天保13年（1841）、砂村の農家に長男として生まれました。一家は、安政の大地震（1855）と翌年の大海嘯により家財と田畑を失い困窮しました。これをきっかけに、土木建築業に転身して、鷹場の築造を皮切りに各所の土木工事に従事したとあります。

やがて、同郷の神田組2代目實田萬吉のもとに身を寄せ、三菱合資会社銀行部等の基礎工事を手掛けました。深川区では、岩崎家深川別宅（邸）の基礎工事、猿江裏町（本村町）の宮内省御用地の工事を行いました。因みに、宇右衛門は、別邸を深川区古石場町（現古石場）に構えていました。

こうした業績を積み重ねる中で、宇右衛門は、東京十五区六郡土木建築実業組合（後、東京土木建築業組合、現東京建設業協会）の頭取にも2回就任しています。

不動産砂村移転の経緯

暹明は、昭和23年（1948）、不動産解散後、薬王寺に移り住職に就任しました。

宇右衛門と不動産の移転については、昭和48年（1973）9月、埼玉県立浦和高校社会科学歴史研究部の部員

が、不動産の調査で薬王寺を訪れ、当時の住職である暹明の話を聞きまとめた『武蔵國幸手領小淵村 不動産』（以下、『不動産』）に経緯が記されています。

宇右衛門が力を尽くした様子は、『和讃』（仏教歌謡の一つ）に「近藤大人」（人物を尊敬するという語）として記され、その偉業が讃えられています。『不動産』によれば、暹明は、宇右衛門と不動産との関係が築かれたきっかけについて、以下のように語っています。

ある時、小淵を通りかかった宇右衛門は、「荒れ寺」で一晩を過ごしました。その時、空腹であったため、出世した後、空腹であることを誓いを立てて、寺に供えられていたお強を食べました。

出世した後、宇右衛門と妻（慈潤）の夢に毎夜、龍が現れ「何か忘れていることはないか」と語りかけました。その意味を考える中で、寺の不動尊を思い出しました。例の「荒れ寺」とは、当時既に荒廃していた不動産でした。こうした言い伝えが、どのような経緯で成立したかは不明ですが、実際、『不動産』によれば、宇右衛門は、不動産の移転計画を立て、砂村に土地を購入し、紆余曲折を経ながら、明治42年（1909）に着工し、大正5年（1916）に竣工しました。なお、

資材は、舟で隅田川、小名木川を通じて運び込まれました。

移転後の不動産は、中央に七間四角の本堂、東側（右）に庫裏、西側（左）に大師堂が配置されていました。柱は総ケヤキで、天井・扉は神代杉、屋根は両脇に葵紋、中央に輪宝紋がありました。

本堂正面には、本尊である不動明王と脇侍である弁才童子、制吒迦童子、右側に聖徳太子像、左側に不動明王像が安置されていました。

なお、不動産が戦災により焼失した当時7歳であった暹明長女の記憶によつて後年に描かれた不動産の間取り図によると、境内には借家が見られ、数世帯の住人がいたことが分かります。

おわりに

大正2年（1913）に不動産で行われた「探燈護摩修行」（288号掲載写真）には、多くの人々が参加していた姿が写っています。ここからは、同院の信仰が地域の人々に受容されていた様子が窺われます。

謝辞

聞き取りにあたり、薬王寺住職近藤雅彦氏にご対応頂きました。改めて御礼申し上げます。

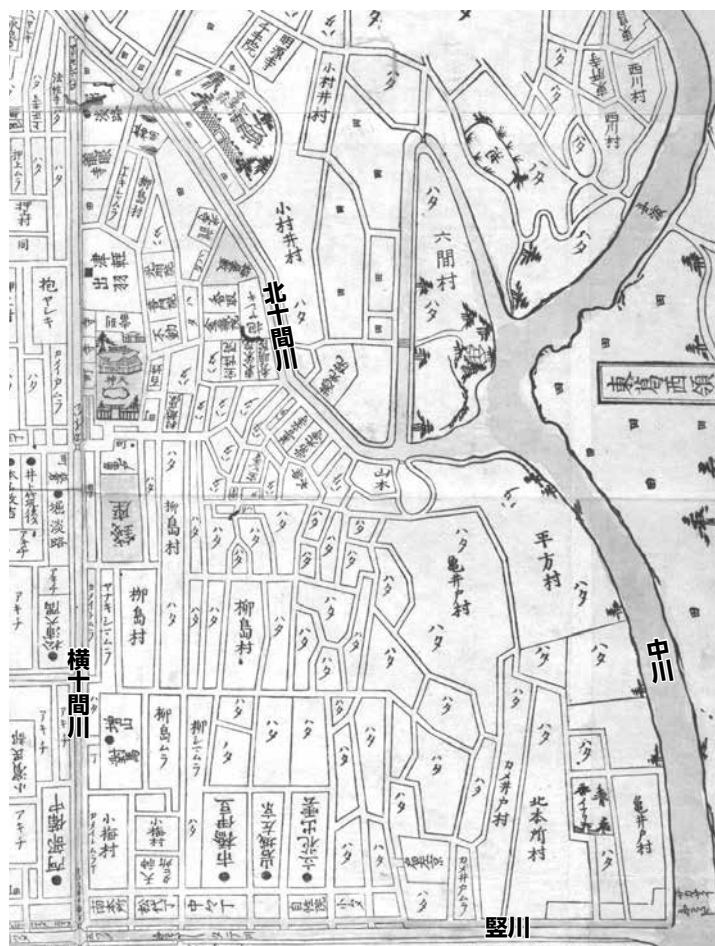
（文化財専門員 大関直人）

城東の村を歩く⑮ 亀戸村

今回は、江東区の北東部に位置した亀戸村を取り上げます。区内で唯一江戸時代以前から土地が成立していた地域で、古くから存在した村の一つでした。その歴史を紐解きます。

江戸前期の亀戸村

江戸時代、区内には多くの村が存在しました。その大半は、江戸時代以降に前面に広がる寄り洲の海を埋め立てたのち、幕府が実施した元禄検地（1695）で村として成立しました。



明和9年 分間江戸大絵図 国立国会図書館デジタルコレクション

そんな中、亀戸村はそれ以前から江東区域に成立していた数少ない村の一つでした。同検地の50年ほど前（17世紀中ごろ）、武蔵国にあった村の農業生産高（以下「村高」）を記した『武蔵田園簿』（以下『田園簿』）が作成されました。そのなかに亀戸村の名が見られることから、その頃には村として成立していたことがわかります。

『田園簿』に記された当時の村高は2329石余。内訳は、田方2226石余、畑方102石余と、そのほとんどが田地でした。これは、本誌296号の「亀高村」で取り上げた、小名木

川南東の「宝六嶋海辺新田」とは対照的です。この新田村も古く、『田園簿』に村名が登場しますが、そこに記された村高1260石余の内訳は、田方が7石余、畑方が1253石余でした。このことは、江戸時代以前から一定程度の土地が存在した亀戸地域と、「宝六嶋」あるいは周辺の海をも埋め立てて成立したと推察される「宝六嶋海辺新田」の違いによるのかもしれない。

江戸中・後期の亀戸地域

時代は下りますが、江戸中期の明和9年（1772）に描かれた「分間江戸大絵図」を見ると、現在の亀戸地域には亀戸村の他に柳島村や小梅村など、横十間川の西や北十間川の北（いずれも現墨田区）に位置する村の名が見られます。後期の文政11年（1828）に成立した『新編武蔵風土記稿』（以下『風土記稿』）によれば、これは両村の飛地でした。文政4年（1821）の『葛西志』（「亀戸村の上」の項）には、この付近の村は「犬牙」のように入会っており、「当村」の中にも他村の耕地が「過半さし入」っていたと記されています。萩寺として知られた龍眼寺も、『風土記稿』では亀戸村ではなく柳島村の項に記されています。

このような土地の開発は、横十間川や竪川が開削される万治2年（1659）以前から、この付近一帯で進められたと考えられます。そのことは、竪川の南にある亀戸村の土地が「竪川堀割あらざりし前は其地の続きたるを以て、今も飛地といはず」（『風土記稿』の一文からもわかります（本誌266号参照）。

亀戸村の耕地

開発に伴い、村の土地が各所に散在したという点では亀戸村も同じです。『風土記稿』によれば、竪川南側の羅漢寺（大島4-5付近）辺を沖の島といい、その内に青山耕地・越前耕地・悦耕地が、また猿江御材木蔵（毛利2付近）西側の土地を南江耕地などの小字で呼び、他にも4ヶ所に存在していました。そのような村にあつて、亀戸天神周辺など、一部の土地には、寛文4年（1664）に商売屋が認められ、元禄10年（1697）に亀戸町・清水町・境町が成立しました。その後、正徳3年（1713）に御府内に編入され、江戸町奉行の支配を受けました。

江戸近郊に位置した亀戸村のこれら3ヶ町は、何を契機に村から町へと移行したのでしょうか。その点を8頁で少し考えてみたいと思います。

（文化財主任専門員 出口宏幸）

『東京市社会局年報』からみる

んは揚南蛮10銭、肉・天ぷらうどんが15銭という値段でした。また、定食に
関しては、昭和5年（1930）8月

食堂は昭和7年（1932）4月に開業しましたが、どのような事業を展開していたのかは、史料が乏しく分からないことが多いのが実情です。そこで今回は、東京市社会局が刊行した『東京市社会局年報』などから、開業当初の深川食堂の実情についてみていきます。

いづれも市設食堂が始められた頃の
献立であり、当初は朝食が12銭、昼・
夜食が15銭という金額でしたが、翌年
には朝食は10銭と値下げされていま

【表2】昭和7年(1932)東京市設食堂の種類別売り上げ(単位=食)

	定食		嗜好品食					全体比		
	甲	乙	2～5銭	6～10銭	15銭	20銭	30～50銭	甲定食	乙定食	嗜好品食
三味線堀	—	185,156	27,237	51,936	14,435	12,326	43	—	63.6%	36.4%
九 段	116,784	29,375	30,283	132,977	43,721	24,709	4,825	30.5%	7.7%	61.8%
真砂町	—	230,254	23,374	41,891	20,301	13,795	642	—	69.7%	30.3%
芝 浦	—	158,414	61,507	63,333	8,509	16,358	35	—	51.4%	48.6%
田 町	—	112,426	15,873	44,735	11,298	14,244	1,360	—	56.2%	43.8%
深 川	—	107,797	6,580	13,111	7,229	7,777	—	—	75.7%	24.4%
神楽坂	130,359	81,810	238,722	116,582	65,839	31,361	2,065	19.6%	12.3%	68.2%
上 野	78,928	83,022	21,475	39,974	18,655	7,187	2,683	31.3%	33.0%	35.7%
神 田	133,682	48,210	33,944	74,267	30,844	30,329	1,995	37.8%	13.7%	48.5%
猿 江	51,297	4,318	7,150	8,502	4,446	3,606	7	64.7%	5.4%	28.9%
大 塚	54,190	24,432	22,376	27,509	18,259	6,809	895	35.1%	15.8%	49.1%
柳 島	43,361	44,286	7,990	10,271	7,732	4,661	15	36.7%	37.4%	25.9%
緑 町	51,636	129,804	26,348	25,224	4,185	8,944	1,683	20.8%	52.4%	26.8%
新 宿	39,191	39,191	19,682	8,475	1,781	384	—	21.3%	62.3%	16.5%
茅場町	52,587	—	22,846	24,539	15,105	9,270	803	42.0%	—	58.0%
丸之内	163,115	10,451	92,155	44,384	75,399	44,060	6,720	37.4%	2.4%	60.2%
総計比								21.4%	31.9%	46.6%

※『東京市社会局年報』13号(昭和7(1932))より作成した。

……現在お客の最も多い丸の内食堂では一日約千六百人の人々が利用してゐるが、その利用者の大部分は場所附近の役所会社等の勤め人である。これと同じ様に、各市設食堂はいづれも、場所の関係によつてそれぞれ利用者に特色がある。例へば芝浦、新宿等は自由労働が多く、九段、真砂町等は学生、田町は工場労働者と学生、浅草の三味線は店員、上人、

が珈琲、7銭がミルクの値段であることから、定食よりは飲料などが売れてゐると思われる。同じ深川区内の猿江食堂では、甲定食64・67%、乙定食5・44%、嗜好品食28・89%と定食で全体の7割を占めるものの、甲定食の売上が乙定食を圧倒しています。全食堂の売上比率は、甲定食21・42%、乙定食31・94%、嗜好品食46・64%ということなので、深川食堂は他食堂に比べ乙定食の比率が高いといえるでしょう。



「神田橋公衆食堂」(『日本地理大系 大東京編』昭和5年(1930)眺花亭所蔵)

職人、茅場町は株屋に働く人達と
いったお客が目立つ。……

このように、同じ市設食堂でも立地によつて利用者や売り上げの傾向が異なることがわかります。『東京市社会局年報』の統計データを積み上げると、具体的な様子が、もう少し見えてくると思われます。

(深川東京モダン館管理事務所

副所長 龍澤潤)

亀戸村に成立した町場

ここでは、亀戸村内の亀戸町、清水町、境町を取り上げ、村の中に成立した町の様子を見ていきます。

亀戸村に3ヶ町が成立したのは、寛文4年（1664）です。その2年前には亀戸天神が造立されました。寛政4年（1792）の「分間江戸大絵図」

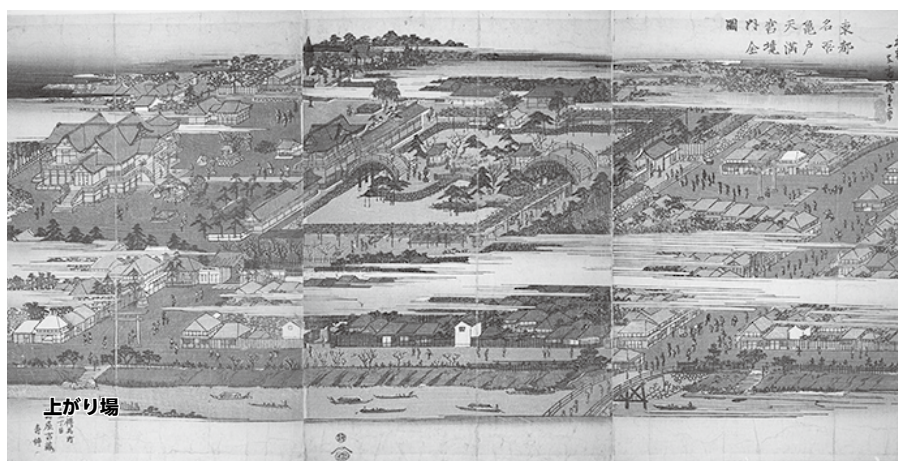
には、亀戸天神の門前に「町」の記述が見られ、嘉永4年（1851）の「本所猿江亀戸村辺絵図」には、門前に亀戸町とあることから、同町が天神の門前町であったことがわかります。また、清水町・境町は、それぞれ横十間川沿いを南下した豎川近くと、天神の北東の北十間川沿いに確認できますが、町場を形成した背景は明確ではありません。そのため、ここでは亀戸町を取り上げ、その様子を「東都名所亀戸天満宮境内全図」から見ることにします。

同図は、亀戸天神を中心に描いたもので、門前の町屋の繁栄はもちろん、列をなして天神へ向かう参詣者の姿が描かれています。そして、手前には横十間川が流れ、荷物や客を乗せた何艘もの川船が行き交っています。当時の移動手段は、陸上交通だけでなく、水運の利用も盛んであったため、絵の左

端手前には川から天神へ向かう上がり場も確認できます。

江戸近郊の亀戸村内に造立された亀戸天神。歌川広重は、その亀戸天神と門前町を「東都名所」として描きました。その図に描かれた景観は、そこが亀戸村の内に成立した町場であることを忘れさせるほど、多くの人々に賑わっていたことを伝えています。

（文化財主任専門員 出口宏幸）



歌川広重 東都名所亀戸天満宮境内全図 国立国会図書館デジタルコレクション

資料紹介

明治43年の水害時に投函された絵葉書

これまで数回にわたって明治43年の水害に関する本区所蔵の絵葉書を紹介してきましたが、今回は実際に投函されたものを取り上げます。

絵葉書（印刷元：東京下谷西黒門町山光堂）の写真は下谷区の新杉通り（現台東区下谷・根岸付近）の浸水状況を撮影したもので、「八月十二日撮影」とあります。差出者の住所は本郷、宛先は東京府下西多摩郡西秋留村（現あきる野市）で、通信日付印は、差出側（本郷局）は8月15日、宛先側（東京・羽村局）は同月16日とみえます。このことから、本郷から西秋留村まで1日で到着したことがわかります。

また、宛名の左下には「川支」の朱印が押されています。これは水害により配達が遅延が想定される場合に押されるものですが、本絵葉書は遅れること

となく届けられたこととなります。それでは、文面について書き出してみます。

「古今未曾有ノ大洪水ノ御地方も水害甚しきノ由東都も実に筆紙にノ尽し難き程ノ惨状ニテノ本所深川其他低地ノは全部泥海と変したノ如ク家々ノ家根ニ迄水ノ達した所も有り本所ノ方面ノ人は逃道なく喰ノふニ飲食物なく昨ノ日より軍隊救助ノシツ、有り幸に私等ハノ東京一二ノ高台故水ノ心配は更に無し」

本所深川などの低地は浸水によって泥海となり屋根まで達したところもあり、本所方面の人々は逃げ道や飲食物がなく軍隊の救助が入るなか、私等（が住む本郷）は東京一、二の高台のため浸水の心配は無いという内容です。

（文化財専門員 野本賢二）

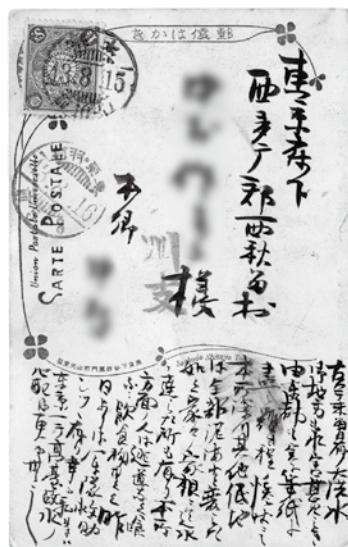


写真 水害発生時に投函された絵葉書「都下稀有ノ大洪水 下谷金杉道路ノ浸水（明治四十三年八月十二日撮影）」